

「(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・「(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(素案)に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 平成29年12月28日(木)～平成30年1月28日(日)まで

(2) 意見の応募者数 3名(男性1人,女性2人)
意見数 8件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数			3名			3名

2 意見の処理状況

区分	処理区分	数
A	意見の趣旨等を反映し,計画に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は,計画に盛り込み済みと考えるもの	6
C	計画の参考とするもの	1
D	計画に盛り込まないもの	
E	その他,要望・意見等	1
	計	8

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	・現在,内閣府の「障害者政策委員会」において,国の基本計画となる「障害者基本計画(第4次)」の策定に向けて議論が進められているため,「第5次プラン」においても「障害者政策委員会」の意見にもあるとおり,「障害者を,必要な支援を受けながら,自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ,障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに,障害者の活動を制限し,社会への参加を制約している社会的な障壁を除去する」という考え方に則って,今後の障がい福祉施策の基本的な方向を示した計画としていただきたい。	B	・「第5次プラン」におきましては,「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念としており,国の「障害者基本計画(第4次)」と同様の考え方のもと,「社会的自立の促進」や「障がい者への理解や配慮の促進」など,様々な障がい福祉施策の方向性を示した計画であり,引き続き,共生社会の実現に向け,着実に取組を進めてまいります。

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
2	<p>・「第5次プラン」でリーディングプロジェクトを設定し、喫緊の課題について計画期間中に取り組んでいくとなっているが、基本理念にもあり、障がい者が自立して、安心した生活が送れるよう、就労支援や差別の解消など、様々な分野についても取組を進めていただきたい。</p>	B	<p>・「第5次プラン」におきましては、「子育て・子育て支援プロジェクト」と「地域生活移行・継続プロジェクト」を設定し、計画期間中において、特に優先的に取り組んでいくこととしておりますが、「就労支援の充実」、「外出・移動支援の充実」、「理解促進・差別解消の推進」など様々な障がい福祉施策を計画に位置付けており、基本理念の実現に向けて、これらの取り組みを着実に進めてまいります。</p>
3	<p>・今回の計画の目玉として「リーディングプロジェクト」がありますが、「地域生活移行・継続」の定義を明確にする必要があると思います。「地域生活移行」をP77の入所施設からの地域生活移行と同義と捉えるならば、第5期の目標値についても「対象となるほぼ全ての方」の地域移行が進んだので移行率を下げているということだと思いますので、改めてリーディングプロジェクトとして「地域生活移行」を掲げることは実態と矛盾します。</p> <p>「親なき後」の問題を重点的に取り組むべきであり、名称を変更すべきと考えます。</p>	B	<p>・「地域生活移行」につきましては、入所施設や病院等から地域へ移行する方々を対象とするものであり、「地域生活継続」につきましては、「親なき後」の問題を抱える方々を支援していくもので、いずれも地域での自立した生活が可能となるよう、相談支援や住まいの場の充実などに取り組んでいくものであります。</p> <p>これらのことから、近年、顕在化してきた「親なき後」の問題へ対応するにあたり、重要施策である「地域生活移行」と一環した取組が必要であることから、「地域生活移行・継続プロジェクト」としたところであります。</p>
4	<p>・「親なき後」の推計値の数字を思い切って具体的に出すことで、「親なき後」の問題の大きさを改めて感じ、行政、保護者、当事者、事業者等々が危機感を共有することができ、この問題への対応を皆で知恵を出し合って進める糸口になると考えています。「親なき後」という言葉はいたるところに何回も記され強調されていますが、推計値のインパクトにはかきません。たった一行ですが、大きな影響を与えることのできる一行だと思いますので、ぜひ加えていただきたい。</p>	C	<p>・「親なき後」の推計値につきましては、計画内容の検討にあたり、障がいの程度と親の健康寿命から試算したものでありますので、今後、障がい者の方のご家族の状況などを踏まえ、実態把握をしながら、具体的に提示できるよう努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
5	<p>・「第5期サービス計画」の目標値でもある地域生活支援体制の整備にあたっては、障がい当事者や関係者等の意見を十分に踏まえ、真に支援が必要な人に対する支援がしっかりと行えるような体制整備に努めていただきたい。</p>	B	<p>・「地域生活支援体制」につきましては、これまで緊急一時保護事業などの取組に着手してきましたが、今後、自立支援協議会等において、当事者や関係者等のご意見を十分に伺いながら、どのような機能がさらに必要なのかなど、整備に向けての課題や取組などを整理しながら、体制整備を進めてまいります。</p>
6	<p>・「医療的ケアを必要とする重症障がい児」という言葉が多数出てきますが、医療ケアを必要とするのは必ずしも重症障がい児ではなく、「医療ケアが必要であっても、障がい者手帳や、療育手帳受給対象外であり、基本的な生活が自分でできる子どもがいる」という認識がどの程度あって、それに対しどんなケアをしていこうとしているのかがわかりません。</p> <p>このような子どもはニーズ調査からも抜け漏れる可能性が非常に高いうえ、医療ケア以外は普通の生活ができることから通常の保育園や小学校を希望しても、医療ケア児の就園就学は難しいと言われ、行き場がない状況です。そういった狭間にいる子どもたちの把握、ニーズ調査、支援をどのように考えているのか。狭間となっている子どもたちの声は反映されないのではないかと懸念しております。</p>	B	<p>・「医療的ケア児」につきましては、基本的な生活習慣が自立している児童から移動も困難な重症の児童まで、様々なケースがあると認識しております。今後、医療的ケアが必要な児童のニーズを踏まえ、個々の状況に応じた支援ができるよう、関係機関が連携し、すべての医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう支援体制の充実強化を図ってまいります。</p>
7	<p>・手帳受給対象外だが、健常児として扱ってもらえない医療的ケア児の受け入れ先がとてまもなく大変困っています。本人や親が苦勞することなく就園、就学ができるようにしていただきたい。また、小学校入学に当たり、医療ケア児の看護師配置のための人員確保が難しいと言っているにもかかわらず、年中からの相談すらも拒まれているのが現状です。学童も放課後デイはあるものの医療ケア児は対象とされていないところばかり</p>	B	<p>・学校等において、医療的ケアを行うに当たっては、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、関係部局や関係機関とも連携を図りながら、その教育・保育的ニーズに応えられるよう、医療的ケアを実施する看護師等を配置し、教員等と連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めて参ります。また、放課後の活動の場については、</p>

No.	意見の概要	処理 区分	意見に対する市の考え方
	<p>です。「保育所等の訪問支援」の項目はありますが、小中学校や児童への支援はないのでしょうか。</p> <p>義務教育にもかかわらず、「当たり前」に教育を受ける環境を整えてもらうことが困難なことにとっても困っています。環境が整わない場合、親が対応する以外にはないと言われ、親の付き添いや送迎が必須となり、親が働いている場合は退職せざるをえません。家族がすべて担わなければならないという状況にならないよう支援をお願いします。</p>		<p>放課後等デイサービスにおける医療的ケア児の利用を促進してまいります。</p> <p>・また、一人一人の医療的ケア児のためには、その心身の状況やニーズに応じ、必要な支援ができるよう今後設置される協議の場等を活用し、個別に対応してまいります。</p>
8	<p>・現在も自治体で様々なサービスを行ってくださっており、助かっている部分も多数あります。しかし、「サービスを受ける条件」が明文化されているがゆえに、本当に必要であってもサービスを受けられない場合があります。制約もある程度は必要かもしれませんが、個人のニーズに合わせるために、もう少し緩和・もしくは個別に対応していただくと助かります。また、訪問看護は自宅への訪問しか許されていません。配置された看護師さんが不在時の学校訪問や、学童への訪問もできるようにしていただくと助かります。</p>	E	<p>・障がい者サービス等につきましては、国の制度や法令等に基づき実施しているものであり、社会情勢や社会的ニーズの変化により、国が制度設計等の見直しをしながら対応しているところであります。今後も国等の動向を注視しながら、適切に運用するとともに必要に応じて国や県等への要望を検討してまいります。</p>